

重度心身障がい者医療費助成制度の現物給付が開始



4月診療分から、重度心身障がい者医療費助成事業について「現物給付方式」を導入しました。4月1日から県内の医療機関(薬局など)で受診するときには、新しい受給者証を窓口にご提示ください。保険診療分が自己負担額なしで受診できるようになりました(現物給付)。

■受給者証の変更

対象の方に新しい公費負担番号を記載した受給者証を郵送しました(3月中旬から下旬)。

■助成方法 県内の医療機関などを受診する場合は、「重度心身障がい者医療費受給者証」と「健

康保険証等(資格確認書やマイナポータル資格情報確認画面)」をご提示いただくと、基本的に保険診療の自己負担分が不要になります。

県外の医療機関を受診した場合や、県内において「重度心身障がい者費医療受給者証」を提示せずに受診し、支払いが生じた場合は、領収書を添えて申請することにより、後日指定の口座に振り込みます。

■助成内容 医療費保険適用のすべての疾病、けが(入院時食事療養費、おむつ代などは除く)

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(32)8902

民生委員・児童委員

新規民生委員・児童委員の決定

3月1日付で、石橋地区の民生委員・児童委員として森田富士郎氏、主任児童委員として松山裕子氏が就任されました。民生委員・児童委員は地域における身近な相談相手です。お気軽にご相談ください。

■新規委員 森田富士郎氏
(区域 若林南部)

■新規主任児童委員

松山裕子氏
(区域 石橋地区全般)

民生委員・児童委員をご存じですか？

「民生委員」は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。民生委員は児童福祉法による「児童委員」も兼ねており、子育ての不安や心配ごと

に関するさまざまな支援を行っています。

また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

市では、石橋地区・国分寺地区・南河内地区に分かれ、それぞれに地区民生委員児童委員協議会(以下、地区民児協)が組織されています。

■民生委員の任期と年齢

民生委員・児童委員の任期は3年であり、次の全国一斉改選は令和7年12月1日です。改選日に原則75歳未満(特別な事情がある場合は78歳未満)の方が対象となります。

■民生委員の人数 令和7年4月現在、下野市全体で105人の委員が活動しています。

■役割 地域での困りごとや支援を必要とする人を、行政や専

門機関につなぐパイプ役です。

■活動内容

- ・各地区民児協単位の定例会(毎月1回)
- ・民児協ごとや県主催の勉強会、研修会
- ・避難行動要支援者名簿に記載されている方へ訪問し、支援連絡票の更新状況の確認
- ・歳末見舞品の配付(市社会福祉協議会の事業)

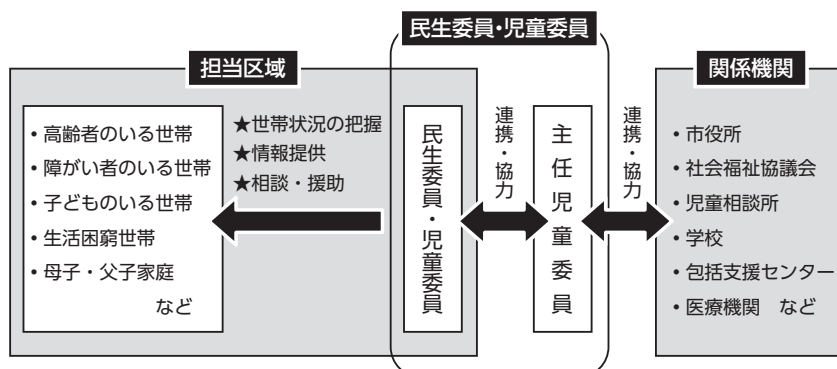
■民生委員になるには？

担当地区の自治会長に推薦いただき、市の推薦会を通して県や国に申請します。

民生委員の活動に興味がある方は、まずはお住まいの地区の民生委員に話を聞いてみましょう。民生委員が誰かわからない場合は、社会福祉課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899



避難所運営研修(HUG訓練)